独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令及び独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

（独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部改正）

第一条　独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 六の二　センター法第十条第七号に規定する仮差押命令の立担保に関する事項 七　センター法第十条第八号に規定する附帯業務に関する事項 ［八～十　略］ （長期借入金の認可の申請） **第十二条の二**　センターは、センター法第四十三条の二第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一　借入れを必要とする理由 二　借入金の額 三　借入先 四　借入金の利率 五　借入金の償還の方法及び期限 六　利息の支払の方法及び期限 七　その他必要な事項 （償還計画の認可の申請） **第十二条の三**　センターは、センター法第四十三条の二第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七　センター法第十条第七号に規定する附帯業務に関する事項 ［八～十　同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］

改正後	改正前
一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先 二　長期借入金の償還の方法及び期限 三　その他必要な事項 備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（重要消費者紛争） **第一条**　独立行政法人国民生活センター法（以下「法」という。）第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が共通義務確認の訴え（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。）を提起することができるもの及び次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 ［一～三　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（重要消費者紛争） **第一条**　独立行政法人国民生活センター法（以下「法」という。）第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 ［一～三　同上］

附　則

この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○内閣府令第四十七号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三